

令和6年度食育指導者養成研修 実施要項

1 目的

食は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。そのため、心身の健康の基礎を培う重要な時期である小学校や中学校における食育の推進を図っていくことで、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるようにすることが大切である。食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校、家庭、地域が連携して効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となる。

本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した、組織的・計画的な食育推進のための方策について学ぶ。さらに、1) 子供たちの食に関する諸課題の改善に向けて専門的知見を活用し、組織的・計画的な取組を実践する力、2) 学校をはじめ、地域等の研修において食育を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 期間 令和6年9月25日(水)～令和6年9月27日(金)

5 実施方法 対面研修

6 会場 独立行政法人教職員支援機構 つくば本部
(〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地)

7 標準定員 120名

8 参加者

(1) 参加資格

ア 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、教諭及び学校栄養職員等であって、学校や当該地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者

イ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者

ウ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生のうち、教職経験のある者

※参加者の推薦に当たっては、本研修が、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育推進を図るための指導者養成を目的としていることに留意すること。

※「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

(2) 推薦人数

各都道府県教育委員会においては2名程度とする。各指定都市教育委員会、各中核市教育委員会、

各都道府県知事部局、附属学校を置く各国公立大学、国立青少年教育振興機構等においては1名程度とする。なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。ただし、超過は各中核市から推薦があった人数分に限る。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和6年8月6日(火)とする。

推薦する機関においては、候補者を取りまとめて「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

(4) 参加者の決定

推薦する機関からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。ただし、標準定員を超過する場合は、参加者数を調整することがある。そのため、「研修システム」により推薦を行う際に、候補者毎に推薦順位を入力すること。

9 研修内容

別紙1「日程表」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

参加者及び所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、参加者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、参加者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、参加者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した参加者には、修了証書を授与する。参加者推薦の際に、必ず参加者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修では、「Google Workspace」を利用する。利用に際し、Google アカウントや簡易マニュアルは当機構で作成し、参加者決定時に連絡する。

(3) 本研修は、原則として教職員支援機構の宿泊施設を利用するものとする。

(4) 当機構は、スムーズで効果的な演習の展開、ファイル交換等の効率化、資料等のペーパーレス化、ICT機器の活用能力の向上等を同時に実現することを目的とし、BYOD (Bring Your Own Device) を導入しているため、参加者が使い慣れたパソコン等を持参すること。

(5) 「全国教員研修プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)を利用している自治体からの参加者に関しては、プラットフォームへの本研修の修了状況の登録を当機構で行う。

登録に当たって、参加者のプラットフォームログイン ID が必要となるため、プラットフォームを利用している自治体は、推薦を行う際に研修システムより候補者毎にプラットフォームログイン ID を入力すること。

(6) 本研修の参加に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。

令和6年度食育指導者養成研修 日程表

食は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。そのため、心身の健康の基礎を培う重要な時期である小学校や中学校における食育の推進を図っていくことで、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるようにすることが大切である。食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校、家庭、地域が連携して効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となる。

本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した、組織的・計画的な食育推進のための方策について学ぶ。さらに、1)子供たちの食に関する諸課題の改善に向けて専門的知見を活用し、組織的・計画的な取組を実践する力、2)学校をはじめ、地域等の研修において食育を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

9/25 (水)	来所	8:45	9:15	9:40	10:15	10:25	11:45	12:45	13:35	13:45	15:15	15:25	16:25	16:35	17:00	
		受付 (30)	研修 ガイダンス (25)	イントロダク ション (35)	休憩 (10)	第1講 講義・協議・演習(80)	学校における食育の推進の必要性 文部科学省 食育調査官 山上 望 〔目的〕学校における食育の推進に対する考 え方や実際に食育を推進するための基本的 事項について理解し、これまでの取組を振り 返るとともに、組織的・計画的な取組を実 践する力を高める。	昼食 休憩 (60)	第2講 講義・協議(50)	学校給食を活用した 食育の推進 文部科学省 学校給食調査官 齊藤 るみ 〔目的〕学校給食の基本的 な考え方や学校給食を活用 した食に関する指導につ いて理解を深め、これま での取組を振り返るとも に、組織的・計画的な取 組を実践する力を高め る。	休憩 (10)	第3講 講義・協議・演習(90)	食育を効果的に推進するための カリキュラム・マネジメントの進め方 新潟医療福祉大学 健康科学部 森泉 哲也 〔目的〕学習指導要領の趣旨に基づく、食育推進の ためのカリキュラム・マネジメントおよび組織マネジ メントの基本的な考え方を理解し、これまでの取組 を振り返るとともに、組織的・計画的な取組を実 践する力を高める。	休憩 (10)	第4講 講義・協議(60)	各教科等における 食に関する指導のポイント 【家庭、技術・家庭】 文部科学省 教科調査官 熊谷 有紀子 〔目的〕家庭、技術・家庭における 食に関する指導のポイントにつ いて理解を深め、これま での取組を振り返る。

9/26 (木)	受付	8:45	9:00	10:00	10:10	11:10	11:20	12:20	13:20	14:20	14:30	16:20	16:30	17:00
		諸連 絡 イント ロダク ション (15)	第5講 講義・協議(60)	休憩 (10)	第6講 講義・協議(60)	休憩 (10)	第7講 講義・協議(60)	昼食 休憩 (60)	第8講 講義・協議(60)	休憩 (10)	第9講 講義・協議・演習(110)	休憩 (10)	実践につな ぐリフレク ション 諸連絡 (30)	

9/27 (金)	受付	8:45	9:00	11:00	11:10	12:00	13:00	14:05	14:20	14:45	15:00
		諸連 絡 イント ロダク ション (15)	第10講 演習・協議(120) ※途中休憩10分	休憩 (10)	第11講 演習・協議(50)	昼食 休憩 (60)	第12講 演習・協議(65)	休憩 準備 (15)	実践につな ぐリフレク ション (25)	実践 に向け て (15)	